令和2年度

第５回 新見市下水道事業審議会

令和３年２月１５日

新見市建設部下水道課

●第５回下水道事業審議会の内容

①第４回審議会の振り返り

②使用料の改定方法（改定時期）について

③答申（案）について

①第４回審議会の振り返り

★使用料体系別シミュレーションについて

前回お示しした5パターンで、10年間営業した場合の営業費用平均額との差額は下記の表のとおりです。

現行使用料のまま営業を継続した場合、1年間で4,746万円の収入不足になります。

10年間平均営業費用	339, 584	（千円）

使用料体系パターン	１０年間平均 使用料収入額	年間平均差額
現行使用料	292, 124	▲ 47, 460
パターン⓪ （全て従量制）	280, 451	▲ 59, 133
パターン①	340, 721	1, 137
パターン②	341, 968	2, 384
パターン③	339, 508	▲ 76
パターン④	341, 531	1, 947
パターン⑤	345, 019	5, 435

※この不足分について、次ページに、値上分のイメージを載せています。

①第４回審議会の振り返り

★使用料収入の改定分（値上分）イメージ

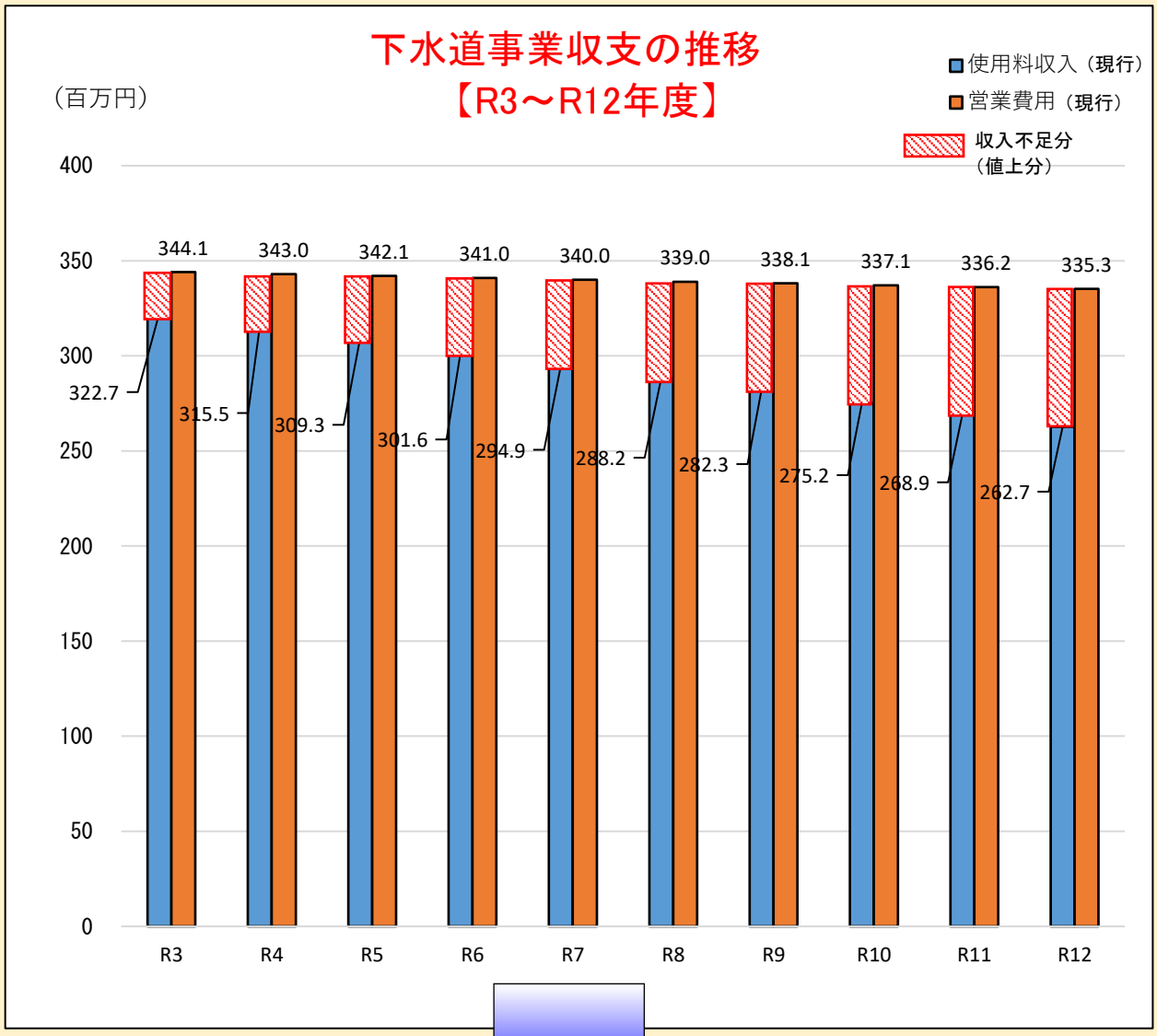

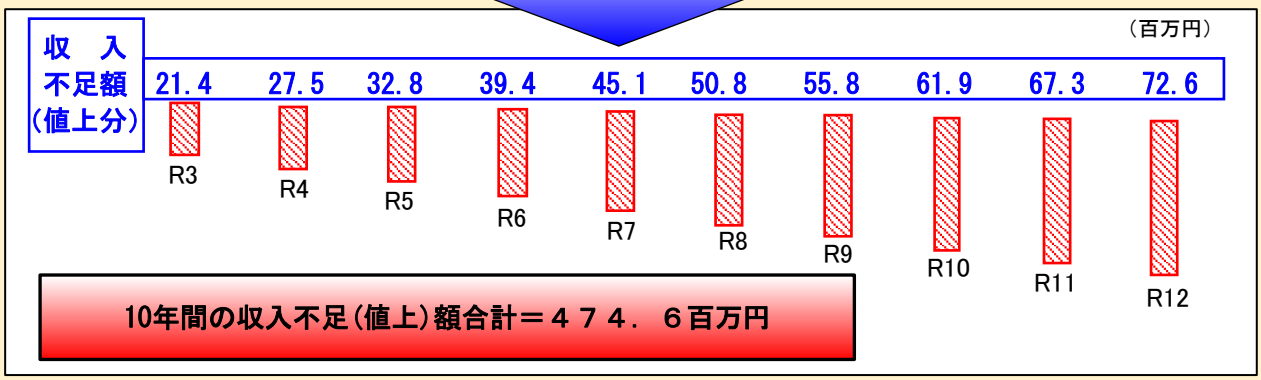

★営業費用と下水道使用料の差額 ▨ が、今回の使用料改定で値上げをして、補う部分になります。

①第４回審議会の振り返り

★使用料収入の改定分（値上分）補填イメージ

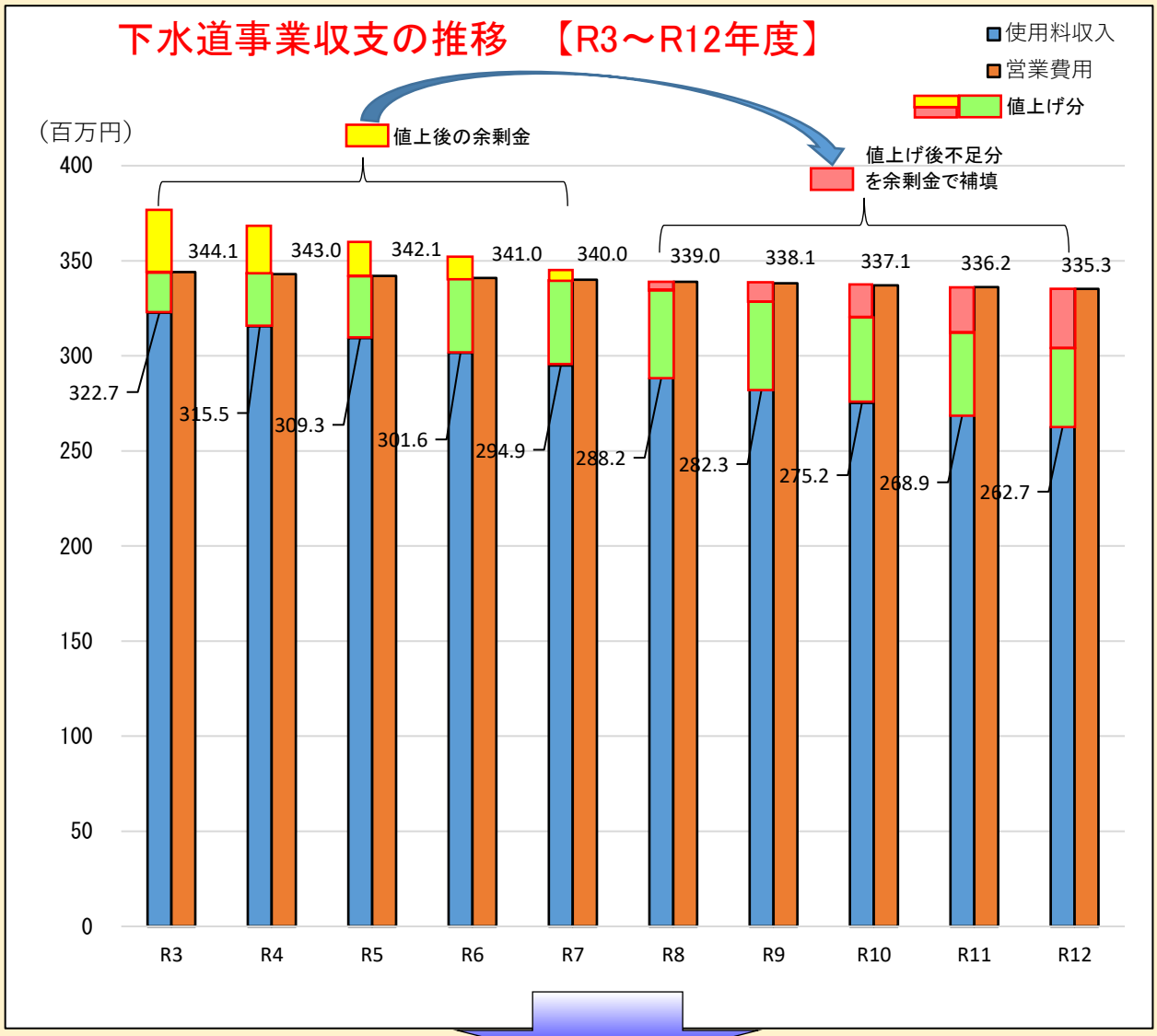

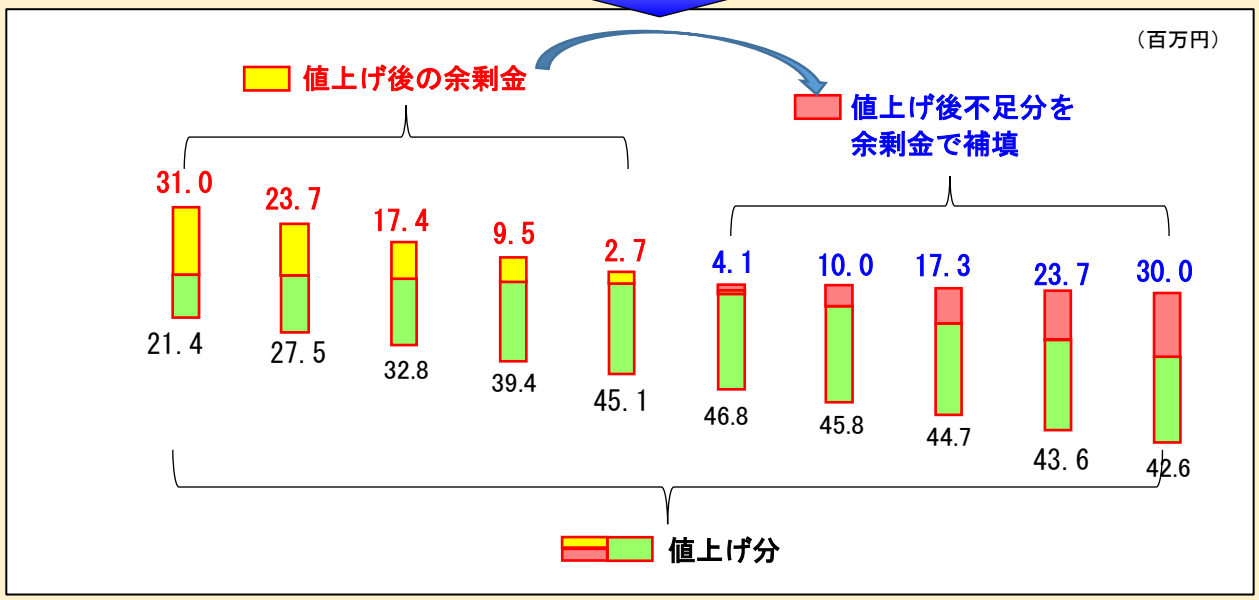

①第４回審議会の振り返り

★使用料体系について

営業費用を下水道使用料で賄うため、使用料体系５パターンで検討しました。

【パターン①】
- 基本使用料は現状維持
- 従量使用料（11～30㎥）を35%増
- 従量使用料（31㎥～　）を40%増

【パターン②】
- 基本使用料を10%増
- 従量使用料を30%増

【パターン③】
- 基本使用料、従量使用料ともに20%増

【パターン④】
- 基本使用料を30%増
- 従量使用料を15%増

【パターン⑤】
- 基本使用料を40%増
- 従量使用料を10%増

（税抜き／円）

使用料体系パターン	基本使用料	従量使用料 基本水量～30m3	従量使用料 31m3～
現行使用料	1,200	130	150
パターン①	1,200	175	210
パターン②	1,320	170	195
パターン③	1,440	160	180
パターン④	1,560	150	175
パターン⑤	1,680	145	165

※5円単位で切上げ

上記について、ご審議頂き、
- 基本使用料と従量使用料を一律２０%引き上げるため、負担の公平性が確保できる。
- 値上げの根拠が理解しやすい。
- 基本使用料も従量使用料も、バランス良く上げた方が良い。

などの意見があり、パターン③でご承認頂きました。

①第４回審議会の振り返り

１．使用料単価の比較

使用料区分	使用量	現　行 使用料	パターン ③
基本料金	0㎥～10㎥	1,320円 (1,200円)	1,584円 (1,440円)
従量使用料	11㎥～30㎥	143円 (130円)	176円 (160円)
	30㎥～	165円 (150円)	198円 (180円)

※消費税１０％、（　）は、消費税抜き。

２．使用水量別使用料の比較

（税込）

使 用 水 量	10㎥	15㎥	20㎥	25㎥	30㎥	35㎥	40㎥	45㎥	50㎥
現行使用料	1,320円	2,035円	2,750円	3,465円	4,180円	5,005円	5,830円	6,655円	7,480円
パターン③使用料	1,584円	2,464円	3,344円	4,224円	5,104円	6,094円	7,084円	8,074円	9,064円
差　　額	264円	429円	594円	759円	924円	1,089円	1,254円	1,419円	1,584円

３．人頭制と従量制の比較

（税込）

人頭制		従量制　現行使用料								
		10㎥	15㎥	20㎥	25㎥	30㎥	35㎥	40㎥	45㎥	50㎥
1人世帯	2,200円	1,320円	2,035円	2,750円	3,465円	4,180円	5,005円	5,830円	6,655円	7,480円
2人世帯	2,750円									
3人世帯	3,300円									
4人世帯	3,850円									
5人世帯	4,400円									
6人世帯	4,950円									
7人世帯	5,500円									
8人世帯	6,050円									
9人世帯	6,600円									
10人世帯	7,150円									

人頭制		従量制　改定（案）**パターン③**　使用料								
		10㎥	15㎥	20㎥	25㎥	30㎥	35㎥	40㎥	45㎥	50㎥
1人世帯	2,200円	1,584円	2,464円	3,344円	4,224円	5,104円	6,094円	7,084円	8,074円	9,064円
2人世帯	2,750円									
3人世帯	3,300円									
4人世帯	3,850円									
5人世帯	4,400円									
6人世帯	4,950円									
7人世帯	5,500円									
8人世帯	6,050円									
9人世帯	6,600円									
10人世帯	7,150円									

②使用料の改定方法（改定時期）について

★改定方法（案）

【パターン①】　令和４年度に

・使用料算定を【従量制】に統一

・基本使用料・従量使用料を一律改定

【パターン②】　令和５年度に

・使用料算定を【従量制】に統一

・基本使用料・従量使用料を一律改定

【パターン③】　水道料金と同じ年度に改定

令和４年度に

・使用料算定を【従量制】に統一

・基本使用料を改定

令和６年度に

・従量使用料を改定

（参考）

水道料金の改定時期

・令和４年度に簡易水道の料金体系を上水道に統一

・令和６年度に上水道、簡易水道ともに、基本料金と超過料金を１０.８％引き上げる

③答申（案）について

★答申（案）の内容について

答申（案）については、別添資料.1、別表１～３の通りです。

★答申の方法について

答申の方法については、後日、市長との日程を調整し、会長・副会長・事務局で、市長に答申する形を考えています。

（参考）
水道事業運営審議会の答申方法
・市長室にて、会長・副会長・事務局で市長に答申

◎ご審議頂きたい事項

●使用料の改定方法（改定時期）について
・改定方法（案）の３パターンからご審議頂きたい。